

	Entity List	Denied Persons List (DPL)	Specially Designated National (SDN) List
性質	米国の国家安全保障政策又は外交政策に反する者のリスト	米国輸出管理規則(EAR)の <u>悪質・重大な</u> 違反を犯し、輸出等特権を剥奪された者のリスト	米国各種制裁法令のいずれかにより制裁され、米国内資産を凍結された者のリスト
根拠法令	米国輸出管理規則(Export Administration Regulations : EAR)		米国の各種制裁(sanction)法令 (例：対敵対国制裁法(CAATSA))
所管官庁	米国商務省 産業・安全保障局 (Bureau of Industrial and Security (BIS), Commerce Department)		米国財務省 外国資産管理局 (Office of Foreign Assets Control(OFAC), Treasury Department)
原則として禁止される行為	<p>(1)米国からの Entity List 掲載者への輸出</p> <p>(2)非米国からの <u>EAR 対象品目</u> (注)の Entity List 掲載者への再輸出</p> <p>(3)<u>EAR 対象品目</u> (注)の Entity List 掲載者への同一国内販売・提供</p> <p>(注) (米国外からの)再輸出、同一国内移転の場合の EAR 対象品目とは：  (i) 米国原産品目。  (ii) 米国原産品目を包含する非米国原産品目であり、かつ、EAR が規定する一定の条件にあたるもの。  (iii) 直接製品。</p>	<p>(1)米国からの DPL 掲載者への輸出</p> <p>(2)非米国からの <u>EAR 対象品目</u> の DPL 掲載者への再輸出</p> <p>(3)<u>EAR 対象品目</u> の DPL 掲載者への同一国内販売・提供</p> <p>(4)DPL 掲載者の所有・支配の下にある品目につき、EAR 対象品目を利用して据付、保守、その他のサービスを行う行為</p> <p>(5)DPL 掲載者による EAR 対象品目の取引行為</p>	<p>(1) ①イラン制裁法令による SDN リスト掲載者又はイラン所在 SDN リスト掲載者との実質的支援取引  ②ロシア制裁法令による SDN リスト掲載者との著しい取引  ③北朝鮮制裁大統領令 13810 による SDN リスト掲載者との実質的支援取引  →<u>非米国企業・人による EAR 対象外品目の取引も含め禁止＝二次制裁</u></p> <p>(2)<u>上記以外の制裁法令の違反により掲載された者</u> との取引の場合  →米国企業・人による取引のみ禁止</p> <p>(3)ドル決済取引</p>
近時の掲載者例及び掲載理由	<p><u>(i)中国 ZTE 社</u>  [掲載期間]：2016 年 3 月～2017 年 3 月  [掲載理由]：イラン及び北朝鮮への違法輸出・再輸出</p> <p><u>[近時の掲載者の特徴]</u>  下記(ii)(iii)のように、EAR の具体的な違反行為が無いにもかかわらず、米国の国家安全保障政策・外交政策に反することを理由として掲載される場合が増加。</p> <p><u>(ii)中国の主要軍需企業集団の内の中国航天科工集团有限公司 (CASIC) 及び中国電子科技集团有限公司 (CETC) 傘下の組織等の 44 組織 (8 社及びその 36 子会社・研究所)</u>  [掲載期間]：2018 年 8 月～  [掲載理由]：17 組織：軍事用途の不正調達に関与  27 組織：米国として許容できない軍事用途の活動に関与  [教訓]：十一大軍需企業集団 とその傘下組織はほぼ全て、及び民間企業であっても軍事四証を取得して革新兵器等の開発に関与している企業も、その扱っている製品・技術次第では、上記の後者と同様の理由で、掲載される可能性がある。</p> <p><u>(iii)中国 JHICC 社</u>  [掲載期間]：2018 年 10 月～  [掲載理由]：米国の国防システム向けの重要部品のサプライチェーンへの脅威  [教訓]：他の半導体その他の米国と競合するハイテク製品企業も上記と同様の理由で掲載される可能性がある。</p>	<p><u>中国 ZTE 社</u>  [掲載期間]：2018 年 4 月～7 月  [掲載理由]：  ZTE は、左記(i)の違反(イラン、北朝鮮への違法輸出・再輸出)に関与した従業員の譴責処分や賞与減額等の処分を行うことを米商務省 BIS と合意していたにもかかわらず、その処分を怠り、かつ、その処分を実施した旨の虚偽報告を、再三、BIS に行っていたため。</p>	<p><u>(i)中国の中央軍事委員会装備発展部 (人民解放軍の兵器調達、研究開発を統括) 及び同部長</u>  [掲載期間]：2018 年 9 月～  [掲載理由]：対敵対国制裁法(CAATSA)の中のロシア制裁法違反  ∴ロシア政府国防部門からのスホイ 35 戦闘機及び最新鋭地对空ミサイルの S-400 の輸入</p> <p><u>(ii)ロシア RUSAL 社</u>  [掲載期間]：2018 年 4 月～2019 年 1 月  [掲載理由]：対敵対国制裁法(CAATSA)の中のロシア制裁法等違反  ∴ロシア政府の世界における悪質な活動 (クリミアの占領の継続、ウクライナ東部での暴力の誘発の継続、悪意あるサイバー活動等) への関与、ロシアの腐敗した体制からの利益取得。</p>